

国家市場監督管理総局令

第 17 号

「商標登録出願行為の規範化に関する若干の規定」は、2019年10月10日に国家市場監督管理総局2019年第13回局務会議の審議を経て可決され、ここに公布し、2019年12月1日から施行する。

局長 肖亜慶
2019年10月11日

商標登録出願行為の規範化に関する若干 の規定

(2019年10月11日国家市場監督管理総局令
第17号公布)

第1条

商標登録出願に関する行為を規範化し、悪意のある商標出願を規制し、商標登録管理の秩序を守り、社会公共の利益を保護するため、「中華人民共和国商標法」（以下、商標法）と「中華人民共和国商標法实施条例」（以下、商標法实施条例）に基づき、この規定を制定する。

第2条

商標登録出願は、法律、行政法規、部門規定の関連規定に従い、商標専用権取得の実際的な需要を備えなければならない。

第3条

商標登録出願は、信義誠実の原則を守らなければならない。次に掲げる行為があってはならない。

(一) 商標法第4条の規定に該当する、使用を目的としない悪意のある商標を登録出願する行為。

(二) 商標法第 13 条の規定に該当する、他人の馳名商標を複製、模倣又は翻訳する行為。

(三) 商標法第 15 条の規定に該当する、代理人、代表者が権限付与を受けないまま被代理人又は被代表者の商標を登録出願する行為。契約、業務上の取引関係、又はその他の関係により、他人の先使用商標の存在を知りながら、当該商標を登録出願する行為。

(四) 商標法第 32 条の規定に該当する、他人の既存の先行権利を害し、又は不正な手段により他人がすでに使用し、一定の影響力のある商標を抜け駆け登録する行為。

(五) 詐欺又はその他の不正な手段により、商標を登録出願する行為。

(六) その他信義誠実の原則に違反し、公序良俗に反し、又はその他の不良影響がある行為。

第 4 条

商標代理機構は、信義誠実の原則を守らなければならない。委託者の商標登録出願が次の各号に掲げるいずれかの事由に該当することを知り、又は知り得るべきである場合、その委託を受けてはならない。

(一) 商標法第 4 条の規定に該当する、使用を目的としない悪意のある商標を登録出願する場合。

(二) 商標法第 15 条の規定に該当する場合。

(三) 商標法第 32 条の規定に該当する場合。

商標代理機構は、自身が登録出願を代行する商標以外の商標を登録出願してはならず、不正な手段により、商標代理市場の秩序を乱してはならない。

第 5 条

商標登録出願について、商標登録部門は、それが商標法第 4 条の定める使用を目的としない悪意のある商標登録出願に該当することを発見した場合、法により拒絶し、公告しない査定を下さなければならない。

具体的な審査規程については、商標登録部門が「商標法」及び「商標法実施条例」に基づき別途定める。

第 6 条

初歩査定公告の商標について、公告期間内に、本規定への違反を理由とした異議申立がなされた場合であって、商標登録部門が審査により異議理由が成立すると判断したときは、法により不登録決定を下さなければならない。

拒絶査定不服審判請求、不登録不服審判請求の対象となる商標について、商標登録部門が審理により本規定への違反に該当すると判断した場合には、法により拒絶又は不登録の審決を下さなければならない。

第 7 条

登録商標について、法定期間内に本規定への違反を理由とした登録商標の無効審判請求があった場合であって、商標登録部門が審理により無効審判の理由が成立すると判断したときは、法により登録商標の無効宣告審決を下さなければならない。

登録商標について、商標登録部門が本規定への違反に該当することを発見した場合、商標法第 44 条の規定により、当該登録商標の無効宣告審決を下さなければならない。

第 8 条

商標登録部門は、商標登録出願が商標法第 4 条の規定への違反に該当するか否かを判断するとき、次に掲げる要素を総合的に考慮することができる。

(一) 出願人又はそれと関係のある自然人、法人、その他の組織の商標登録出願数、指定商品の類別、商標の取引状況など

(二) 出願人が所属する産業、経営状況など

(三) 出願人が発効済の行政決定又は裁定、司法判決により、過去に悪意のある商標登録行為、他人の登録商標専用権の侵害行為があると認定されたこと

(四) 登録を出願する商標が他人の一定の知名度のある商標と同一又は類似すること

(五) 登録を出願する商標が著名人の氏名、企業の屋号、企業名称の略称若しくはその他商業標識などと同一又は類似すること

(六) 商標登録部門が、考慮すべきと判断するその他の要素

第9条

商標の譲渡は、商標登録部門による本規定第3条への違反に対する認定に影響しない。

第10条

登録商標を、正当な理由なくして3年連続で使用しない場合、いかなる組織又は個人も、商標登録部門に当該登録商標の取消を請求することができる。商標登録部門はこれを受理した後、通知を受け取った日から起算して2か月以内に、商標登録者に対して、取消請求が提出されるより前に当該商標を使用した証拠書類又は不使用を説明する正当な理由を提出するよう通知する。期間を過ぎても使用を証明する証拠書類の提出がなかった場合又は証拠書類が無効であり、かつ、正当な理由がない場合、商標登録部門はその登録商標を取り消す。

第11条

商標登録部門は、本規定の第5条、第6条、第7条に掲げる査定又は決定を下した後、公告を行う。

第 12 条

本規定第 3 条に違反し、悪意のある商標を登録出願した出願人について、商標法第 68 条第 4 項の規定により、その出願人の所在地又は違法行為発生地を県級以上の市場監督管理部門が情状に応じて警告、罰金などの行政処罰に処する。違法所得がある場合、違法所得の 3 倍、最高で 3 万元の罰金に処することができる。違法所得がない場合、1 万元以下の罰金に処することができる。

第 13 条

本規定第 4 条に違反した商標代理機構は、商標法第 68 条の規定により、その行為者の所在地又は違法行為発生地を県級以上の市場監督管理部門が期間付きの是正を命じ、警告を發し、1 万元以上 10 万元以下の罰金に処する。直接責任を負う担当者とその他の直接責任者に対しては警告を發し、5,000 元以上 5 万元以下の罰金に処する。犯罪に該当する場合、法により刑事責任を追及する。情状が深刻な場合、知的財産権管理部門は、当該商標代理機構による商標代理業務の受理を停止する決定を下し、公告を行うことができる。

第 14 条

行政処罰の決定を下した行政部門は、法により、国家企業信用情報公示システムを通じて処罰の情報を一般開示しなければならない。

第 15 条

この規定の第 4 条に違反した商標代理機構は、知的財産権管理部門がその責任者に対して是正のための行政指導を行う。

第 16 条

知的財産権管理部門、市場監督管理部門は、出願人が法により商標を登録出願し、商標代理機構が法により商標の代理業務を行い、生産経営活動における登録商標の使用行為を適正化するよう積極的に誘導するものとする。

知的財産権管理部門は商標出願ルートの円滑化、商標登録フローの最適化、商標の公的サービス水準の向上を一層図ることで、出願人に

よる商標登録の直接出願のためにより利便性を向上させなければならない。

第 17 条

知的財産権管理部門は、内部の監督制度を健全なものとし、商標登録業務に携わる国家機関の行政官による法律・行政法規の執行状況及び規律厳守の状況に対し、監督・検査を強化しなければならない。

商標登録業務に携わる国家機関の行政官が職権乱用・職責怠惰をしたり私情で法を曲げたりして、不正に商標登録事項を扱い、当事者の財物を受け取り、不当利得を獲得する場合、法により処罰に処さなければならない。犯罪に該当する場合、法に依り刑事責任を追及するものとする。

第 18 条

商標代理業界団体は、業界の自主規定を改善し、業界の自主規制を強化し、業界の自主規定に違反する会員に対して懲戒を施し、速やかに一般開示するものとする。

第 19 条

この規定は、2019 年 12 月 1 日から施行する。

出所:

2019 年 10 月 16 日付け国家市場監督管理総局ウェブサイトを基に JETRO 北京事務所で日本語仮訳を作成

http://gkml.samr.gov.cn/nsjg/fgs/201910/t20191016_307410.html?from=groupmessage&isappinstalled=0

※本資料は仮訳の部分を含みます。JETRO では情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保障するものではないことを予めご了承下さい。